

# 平成22年度京都市立学校教員採用選考試験 大学・大学院推薦制度実施要項

京都市教育委員会

この要項は、大学・大学院及び教職大学院（短期大学専攻科含む。ただし、学士の学位を取得できる課程のみ。以下、「大学等」）から教員として優れた実践力を発揮することが期待できる者を学長等（学部長以上の職）が推薦し、平成22年度京都市立学校教員採用選考試験において、第1次試験を免除する者を決定するために定めるものとする。

## 1 推薦の対象となる校種及び教科

小学校，中学校（数学・理科・技術），高等学校（数学），総合支援学校

## 2 推薦の対象となる大学等

### （1）小学校

小学校教諭一種（専修）免許状取得のための課程認定を受けている大学等

### （2）中学校（数学・理科・技術）

中学校（数学・理科・技術）教諭一種（専修）免許状取得のための課程認定を受けている大学等

### （3）高等学校（数学）

高等学校（数学）教諭一種（専修）免許状取得のための課程認定を受けている大学等

### （4）総合支援学校

特別支援学校教諭一種（専修）免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の5領域のいずれか）取得のための課程認定を受けている大学等

## 3 推薦基準

以下の（1）から（7）までのすべての要件を満たす者のうち、学長等が推薦する者（以下「被推薦者」とする）。

- （1）平成22年3月において、上記免許状取得のために対象となる大学等に在籍している、又は卒業（修了）見込みの者（ただし、平成21年3月時点で当該大学等に1年以上在籍している場合に限る）
- （2）小学校教諭一種（専修）免許状、中学校（数学・理科・技術）教諭一種（専修）免許状、高等学校（数学）教諭一種（専修）免許状を有する者又は平成22年4月1日までに取得見込みの者。  
なお、総合支援学校については、特別支援学校教諭一種（専修）免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の5領域のいずれか）を現に有し（又は平成22年4月1日までに取得見込み）、かつ、小学校又は中学校の普通免許状を有する者又は平成22年4月1日までに取得見込みである者
- （3）小学校については昭和37年4月2日以降に出生した者。中学校・高等学校・総合支援学校については昭和40年4月2日以降に出生した者
- （4）京都市立学校教員を強く志望し、京都市立学校に勤務する意志のある者
- （5）京都市教育委員会が求める教員像にふさわしい資質・能力を有する者
- （6）学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著である等、大学等における諸活動の実績が高く評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できる者
- （7）地方公務員法第16条（欠格条項）、学校教育法第9条（欠格事由）及び教育職員免許法第5条（授与）第1項ただし書きの各号に該当しない者

#### 4 推薦の人数

教職大学院からの推薦人数については下記のとおりとする。

##### (1) 京都連合教職大学院の基本推薦人数

小学校・中学校・高等学校・総合支援学校・・・校種を問わず，5名以内

##### (2) 教職大学院の基本推薦人数

小学校・中学校・高等学校・総合支援学校・・・校種を問わず，1大学院あたり2名以内

大学・大学院（教職大学院を除く）からの推薦人数について，下記の通りとする。

##### (1) 小学校

各大学の基本推薦人数は1名とする。（大学院，短期大学専攻科を含む）

京都市教育委員会が実施する「学生ボランティア」学校サポート事業の協定締結大学については推薦人数に1名加算できる。（大学院，短期大学専攻科を含む）

前年度の京都市立学校教員採用選考試験において小学校教諭の区分で10名を超える在學生が受験した大学等については，小学校の推薦人数に1名を加算できる。

前年度の京都市立学校教員採用選考試験において小学校教諭の区分で5名を超える在學生が合格し，採用された大学等については小学校の推薦人数に1名を加算できる。

なお，合格者数には下記による合格者数を含む。

前年度の京都市立学校教員採用選考試験における大学・大学院推薦制度において推薦された者のうち，小学校教諭の区分で3名以上の在學生が合格し，採用された大学等については小学校の推薦人数に1名を加算できる。

##### (2) 中学校

各大学の基本推薦人数は教科を問わず2名以内とする。（大学院，短期大学専攻科を含む）

京都市教育委員会が実施する「学生ボランティア」学校サポート事業の協定締結大学については，推薦人数に1名を加算できる。（大学院，短期大学専攻科を含む）

##### (3) 高等学校

各大学の基本推薦人数は1名以内とする。（大学院，短期大学専攻科を含む）

京都市教育委員会が実施する「学生ボランティア」学校サポート事業の協定締結大学については，推薦人数に1名を加算できる。（大学院，短期大学専攻科を含む）

##### (4) 総合支援学校

各大学の基本推薦人数は1名以内とする。（大学院，短期大学専攻科を含む）

(注)上記のいずれにおいても，一人の被推薦者を2つ以上の校種・教科に推薦することはできない。

< 大学・大学院推薦 推薦人数一覧表(教職大学院を除く) >

(単位:人)

	基本推薦 人 数	学生ボラ ンティア	受験者数 実 績	採用者数 実 績	大学推薦 実 績	推薦人数 合 計
小学校	1	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1	1 ~ 5
中学校(数学・理科・技術)	2	+ 1				2 ~ 3
高等学校(数学)	1	+ 1				1 ~ 2
総合支援学校	1					1

## 5 推薦申込手続等

### (1) 提出書類

志願書等提出書類(平成22年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項8頁に記載の提出書類ア～エ。被推薦者が自筆すること。)

学長等推薦書(別紙「様式1」を使用すること。)

成績証明書(学校所定の様式を使用すること。)

レポート(別紙「様式2」を使用し、被推薦者が自筆すること。枚数は自由だが、「様式2」を複写したものを使用すること)

レポート課題 以下の 及び について述べなさい

京都市立学校の教員を志した動機や理由(希望校種・教科を志した理由なども記述)

あなたが目指す教員像とともに、大学での部活動やボランティア活動など様々な活動を通して、どのように成長してきたか、さらに、そうした経験を学校教育の場でどのように生かそうと考えているのか

、 ごとに明確に記述すること

### (2) 申込方法

各大学等において上記(1)の提出書類を取りまとめ、封筒表面に「大学等推薦受験申込書在中」と朱書きの上、簡易書留により提出すること。また、取りまとめを担当する部課名及び担当者名・連絡先電話番号、メールアドレスを明記したもの(A4の用紙)を同封すること。

### (3) 申込期限

平成21年5月22日(金)消印有効

## 6 第1次試験免除者の決定等

(1) 提出書類を審査し、第1次試験免除者を決定する。

(2) 第1次試験免除が認められなかった者は、京都市立学校教員採用選考試験一般選考の受験者として取り扱う。被推薦者が一般選考の受験を辞退する場合には、別紙「様式3」を大学を通じて提出すること。なお、辞退届には辞退理由を詳細に記述すること。

(3) 第1次選考免除者の選考結果通知

大学等への通知

6月中旬に通知する。

被推薦者への通知

・第1次試験の免除を認められた者には、第2次試験受験の「受験票」を6月下旬に送付する。

・第1次試験の免除を認められなかった者には、京都市立学校教員採用選考試験一般選考受験の「受験票」を7月13日(月)までに送付する。

(4) 第1次試験の免除を認められなかった者は一般選考による受験者として取り扱うこととする。その際は、本要項の推薦による受験とは別に、推薦を受けた校種・教科以外を併願により受験することができる。

志願書の書き方については、推薦を受けた校種・教科を志願書の出願区分に記入し、推薦を受けた校種・教科以外の校種・教科を「併願1」以下の欄に記入すること。

なお、上記により併願欄に記入のある被推薦者について、推薦の結果、第1次試験の免除を認められた者については、推薦を受けた校種・教科のみを受験したものとして取り扱うこととする。

(5) 大学院進学者への特例

第2次試験合格者が、合格した校種・教科又は職の専修免許状取得を目指して、大学院へ進学する場合は、2年間（特に必要がある場合は3年間に限り）採用を猶予し、第2次試験で合格した校種・教科又は職の専修免許状の取得を条件として、平成24年4月1日付け又は平成25年4月1日付けで京都市立学校教員として採用する。

7 選考の日程

(1) 第1次試験

平成21年7月18日(土)～21日(火)のうち指定する日、7月26日(日)

- 1 第1次試験の免除が認められた者は受験の必要はない。
- 2 第1次試験の免除が認められなかった者は、一般選考と同様の選考を行う。

(2) 第2次試験

平成21年8月22日(土)～23日(日)

第2次試験に加え、上記(1)の日程のいずれかの日に別途個人面接を実施する。

上記の試験（第2次試験及び個人面接）のうち、いずれか一つでも受験されない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、平成22年度京都市立学校教員採用選考試験の受験資格を失うものとする。

（体育実技については、身体等の事情により試験を欠席することを認める場合があります）

8 選考結果の発表

(1) 大学等への通知

被推薦者の第2次試験の合否結果は、平成21年9月下旬に通知する。

(2) 被推薦者への通知

合否に関わらず、平成21年9月下旬に郵送で通知する。

(3) その他

合格者の受験番号を京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、ホームページでも発表する。

9 内定時期等について

合格者については、平成21年9月下旬に内定し、平成22年4月1日付けで京都市立学校教員として採用する。

10 提出先及び問い合わせ先

京都市教育委員会事務局教職員人事課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3781 FAX：075-222-3759

Eメールアドレス [jijin@edu.city.kyoto.jp](mailto:jijin@edu.city.kyoto.jp)

ホームページ URL [http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-1-3-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-1-3-0-0_1.html)